

会 議 録

会 議 の 名 称	小金井市環境審議会（第3回）
事 務 局	環境部環境政策課環境係
開 催 日 時	平成18年10月16日(月) 午前10時00分～正午
開 催 場 所	前原暫定集会施設 B会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	3名
傍聴不可等の理由等	
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 議題 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 前回の会議録の確認について(資料1)</li> <li>(2) 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について(資料2)</li> <li>(3) 小金井市環境配慮指針の策定について(資料3)</li> <li>(4) その他</li> </ul> </li> <li>3 次回審議会の日程について</li> <li>4 その他</li> </ol>
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・発言者名 (主な発言要旨等)	別紙のとおり
提 出 資 料	資料1・平成18年度第2回小金井市環境審議会議事録 資料2・小金井市地球温暖化対策実行計画(案) 資料3・小金井市環境配慮指針、東京都景観条例
そ の 他	資料は、情報公開コーナー、図書館、議員図書室にある議事録に添付してあります。

# 平成18年度第3回 小金井市環境審議会

## 議事録

日 時： 平成18年10月16日（月）10:00～12:00

会 場： 前原暫定集会施設 B会議室

### ■ 出席者

(委員)	原 剛 会長	矢間 秀次郎副会長
	大西 弘 委員	山田 昌弘 委員
	田村 千加子委員	千村 裕子 委員
	村越 照子 委員	耕納 善子 委員
	鈴木 薫 委員	
(欠席者)	平林 聖 委員	
(事務局)	環境部 天野部長	環境政策課 深澤課長
	環境係 鉄谷係長	環境係 萩主任
	環境係 立川主事	環境係 板本
(傍聴者)	3名	

### ■ 審議会次第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 前回の会議録の確認について（資料1）
  - (2) 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について（資料2）
  - (3) 小金井市環境配慮指針の策定について（資料3）
  - (4) その他
- 3 次回審議会の日程について
- 4 その他

### ■ 審議経過（議事録）

- 1 開会

原 会 長： ただ今から、環境審議会を開会いたします。

- 2 議題

- (1) 前回の会議録の確認について

原 会 長： 最初の議題は会議録の確認ということですね。

深 澤 課 長： 第2回環境審議会の会議録です。修正があれば入れていただきたいと思えます。その後、議員図書室、情報公開コーナーや図書館のほうにおきますのでお願いします。

原 会 長： 修正等があれば発言をお願いします。

ないようですので、確認することとします。

(2) 小金井市地球温暖化対策実行計画の策定について

原 会 長： それでは、次の議題にはいりますので説明をお願いします。

深 澤 課 長： 小金井市地球温暖化対策実行計画の概要の説明を行った。

萩 主 任： 資料2「小金井市地球温暖化対策実行計画（案）」の修正部分について説明を行った。（説明内容省略）

原 会 長： はい、ありがとうございます。

何か質問はありますか。

千 村 委 員： 7ページ5の③でガス機器についてコージェネレーションシステム等を採用するとありますが、以前、デンマークとスウェーデンに視察に行ったとき、建物の中に廃材のチップみたいなものを使っていて、そのひとつのビルのなかで発電と給湯などをしていて、それをコージェネレーションとっているのを見たのですが、この場合、私たちのやるコージェネレーションはどういうものなのでしょう。

萩 主 任： たとえば、ガス機器を使用しまして、電気と熱の両方を取っていくという考え方でコージェネレーションとっています。ガスで発電しますと、電気を作るのが目的なのですが、熱も一緒に出ますのでそれも使うということです。

原 会 長： 商品化、システム化されているのはガスだけではないでしょうか。どうですか。

矢 間 副会長： これはスケールメリットというか、一定の規模がどういうものかということが問題になります。少量ではコスト高になってしまいます。それを考えると、非常に微妙なところですね。巨大なビルに、複合的に常に一定の熱エネルギーを使っているという背景があればいいのですが、たとえば、市役所は土曜日曜が休みですよね。地域の企業などと市役所が一体となって廃材などの供給などの連携プレーが、ある一定の規模でできないと、その装置を作っていく原資を回収するということの、いわゆる費用対効果の問題ということですね。そういう意味で考えると、既存のものでモデル的にこのような方向を目指すというように理解しましたが。

原 会 長： 視察先では、個々の家庭でやっていたのですか。それとも地域でということでしょうか。

千 村 委 員： 地域のすべてです。

原 会 長： 個別ではなく、地域冷暖房ですね。

スウェーデンは一番進んでいますね。さきほどの地域のスケールメリットのことでいえば十分やれますね。

矢 間 副会長： そうですね。それにこの熱エネルギーは常に一定でなければいけないので、たとえば、勤務時間の形態とか休日などを全体で協議していき、一番経済効率のいいところでやっていくには、裾野にある程度のスケールがないと難しいというのが現状ですね。ただ、小金井市が自治体としてのモデルをつくってやっていこうということであれば、費用はかかりますが、無理なことではありませ

ん。コストの問題になってしまいますが。

千村委員：たとえば、ひとつのビルの中で完結したコージェネレーションみたいな見本があれば、目を向けるきっかけになりますね。

矢間副会長：そうですね。でもそのコストはどこかで吸収しなければなりませんね。

原会長：これもスウェーデンの話ですが、冬の期間中、その地域ではどこでも23度なのです。ですから、システムが完成しているのですね。

今、話していたひとつのビルというのはずいぶん普及しています。たとえば、毎日新聞の大阪本社ビルでは、大阪ガスからガスを買って、関西電力から電気を一切買っていないのですね。それで自家発電をしてその排熱を使って給湯し暖房にしています。かなり大きなビルなのでそのようなことが行われています。個別にしていると、今言われたように出てくる排出物が逆に負荷を大きくするようなどころがあるのですね。ある程度の規模化が必要ですね。こちらでは、多摩の山林のバイオマス利用の問題などもありますから、そのようなことと連動して、ある地域でテストモデルとして試みるなどもありますね。

矢間副会長：間伐材の利用ですね。それをどのようにエネルギーとして使えるかということをやっている地域もありますが、それを仕組みに組み立てていくということは難しいですね。

原会長：東京都でも環境審議会でも温暖化をどうするか検討していますが、今ご指摘の話は出ていまして、屋上緑化や電気器具の省エネなどの話ですね。そのような根本的なことはなかなか出てこないですね。制度上は問題なくやれると思います。

大西委員：コージェネレーションというのは、一般の人が、少しは知っているとか、見たことがあるといっても、コージェネレーションシステム等を採用するといったときに、具体的にどのようなものを採用するのか、イメージがわからないと思います。個人とかの小規模なものとなるとまず浮かばないと思います。浮かばないような文言を入れていいのかという意味が背景にはあるのではないかと思います。しかし、現実にはまったく無いわけではなく、燃料電池などですが、まだ一般化はされていけませんので、あまり具体的ではないものを作文として登場させるということは、検討する必要があるのではないかと思います。

千村委員：そうですね。どういうことかな、何をすることかな、ということにつながります。

原会長：いかがでしょうか。ごもっともなご指摘ですが。

この、コージェネレーションシステム等を採用するというの、具体的にシステム化というのはこの状況では無理なのではないか、そういうものを追加的に書き込むのは問題があるのではないかというご指摘ですね。

大西委員：将来的にはそれをしたとか、こういう方向が望ましいという表現にしたほうがいいのではないのでしょうか。

鈴木委員：やっぱり、財政の裏づけの無い5か年の計画ですので、その辺を考えると、誤解をうけるようであればもう少し丁寧に、たとえばコージェネレーションという言葉自体の用語の解説をつけるなどするといったのではないかと思います。

他にも馴染みの無い言葉がでてくるかもしれないので、まとめて載せたらいいと思います。

千村委員：用語の解説もそうなのですが、そのときに、たとえばコージェネレーションというシステムがあって、将来的にはこのほうが二酸化炭素の削減になり、エネルギー効率がいいということをイメージさせるようなことが書いてあると、今はできないけれど、将来的にはそういうことができるという考えにいたるような解説があればいいのではないのでしょうか。

原会長：そうですね。そのとおりだと思いますがいかがですか。

天野部長：今の各委員のご意見はごもっともだと思います。5か年の計画ということもありますので、実行ということについては、誤解を与える表現になるかと思えます。これについては精査をさせていただきます。

原会長：そうですね。

矢間副会長：採用するとまで言い切っていますからね。

原会長：はい。ちょっと無理がありますね。

やはり用語説明というのはあったほうがいいですね。たしかにわかりにくいですね。

他には何かありますか。

千村委員：2ページの(3)についてですが、ここでは、結果的にこのように温暖化のために海水が増えることによって、土地に影響がでるということを問題にしていますが、それより生態系の破壊というのが大きいのではないかと思います。むしろ、そのほうが大きい理由ではないかと思うのです。たとえば大洪水や台風、日本の中でも本州が沖縄のような気候になっているなど、全体的な生態系が狂ってきているということが、温暖化が悪いということの根源ではないかということです。この文章だけでは結果だけになっていると思います。

原会長：山田委員が最近、太平洋の島国にエコツアーで行ってきたということで、さきほど話をお聞きしましたが、そこではすでに住民が海岸に住めなくなっているということで、移転をしているということです。このように太平洋の島国ではごく普通に海水位の上昇現象がありまして、オーストラリアに大規模な移住をしようかということだそうです。やはり一番重要なことは、千村委員の言われたように、生態系の破壊、もう少し具体的にいうならば、農業の現場を変えてしまうから食料生産が致命的になる、そういう意味でこの条約ができたのですね。農業というのは、常に降水量と気温で決まってくるわけで、これが変動するのでびっくりして作った条約なのです。つまり、食料生産、人間の命そのものに関わる問題であるという認識のほうが、おっしゃるように重要であると思えます。

後段にこれがくるのはいいと思いますが、国際的には、南太平洋に23の島国があり、発言力も強いので、やはりこのような表現になってしまうのですが、実態としては農業でしょうか。

矢間副会長：今のご指摘の(3)は5行でコメントしてあります。わかりやすく作ったものと思いますが、10～12行くらい作って、生態系のことや農業の問題も例

示して入れて、良い・悪いではなく、論点の提議という観点でつくったほうがいいと思います。良い・悪いというのは価値観によって違ってきますので、「悪い」という表現はやめたほうがいいと思います。

原 会 長： そうですね。

鈴木 委員： 私も同感です。

原 会 長： 他にご意見はありますか。

大西 委員： 私もおっしゃるとおりだと思います。温暖化の影響ということで、異常気象のことなど一般的に流布されている問題点のうち三つか四つくらいあげておくといいのではないのでしょうか。

矢間 副会長： まだ論議の過程ですね。科学的に証明されていないことですから、その問題点があるという断定も難しいと思います。問題意識を持つことの重要性を表現したほうがいいと思います。

千村 委員： 賛成です。

大西 委員： それに関連しますと、1ページの(1)の説明を読みますと、かなり不快を与えることではないかと思えますし、いざ読むと正しく表現はされていないと思います。たとえば、二酸化炭素は悪者ではなく、二酸化炭素等の空気、水蒸気があって地球が安定的に保たれているけれど、二酸化炭素の割合が変わって、若干の変動でそのバランスが崩れてきているということですね。学者の世界では大多数、二酸化炭素が犯人とされていますが、犯人はたくさんいるわけで、最も反対側の意見は、温暖化するとCO<sub>2</sub>が増えるという意見です。このような論議をしている間にほんとにCO<sub>2</sub>が犯人だったら間に合わないので、とにかくCO<sub>2</sub>を減少させるようエネルギーを規制するという方向はいいと思います。このような観点から、誤解をまねかないように短い文章でいいので、バランスが崩れてきているといったことを入れたらいいと思います。

千村 委員： 私もここに問題点を感じます。

「地球」という言葉の使い方ですが、「地球外に放出する」というのは、大地の意味をもっている地球なのか大気圏を含んだ地球なのかがはっきりしていない表現になっていると思うのですが。そこまで専門的に読まないにしても、言葉遣いを見るとおかしいのではないかと思います。

大西 委員： 大気圏を含めていますね。

矢間 副会長： そうですね。地圏、水圏、大気圏と含めて、複合的に地球ととらえていますね。

原 会 長： そうですね。ですから、さきほどのお話のように用語説明をつけるといいのではないのでしょうか。科学的に納得してもらえるような表現の仕方をしたほうがいいと思います。このような環境問題の捉え方には反感をもっている人もいますので、注意したほうがいいですね。構造はこれでいいと思います。

天野 部長： はい。チェックしていきたいと思えます。

原 会 長： わかりました。

他には何かありますか。

3ページの(6)①にある、+0.6%というのは、前の説明では本体だと-6%

だということですね。

萩 主 任： はい、そうですね。-6%というのは、日本の国全体の話になります。こちらでは、国の方針をもう少し細かく具体的に表していきまして、ここに書いてありますように二酸化炭素だけではなく、メタンなどの数字を全部計算して-6%ということになります。

大 西 委 員： すみません、確認なのですが、4ページの一番上にあるアンダーラインのところの話は、1990年と2004年とを比較して、7.4%上回っているから、これを計算根拠として資料を作りますということですね。そうしますと、2004年の小金井市のデータから7.4%削減したものが1990年のものとして、そこから目標とする2010年の目標数値を出す、という構造ですか。

萩 主 任： はい、そうです。これは国の考え方ですね。

大 西 委 員： これは、なかなかわかりにくいですね。他の自治体がどうなっているのかわからないし、確かに目標値も出さなければいけないと思いますが、国全体の数字と小金井市の数字を一緒にしてしまっているのかと思います。市の実測データがないので基準がないということですか。

萩 主 任： そうですね。ですから国の考え方をそのままもってきています。

原 会 長： 確かにわかりにくいですね。どうですか、これも何か説明を加えるなどしたほうがいいですか。どうしても、市が主体で市の内部でどうするかという話をしているのでこのような説明になってしまうと思うのですが。

これは市民にはどのような形で周知するのですか。

萩 主 任： ホームページに載せるようにします。

原 会 長： そうですね。それではこのあたりの説明はできるだけ丁寧に、市庁舎外の人でもわかりやすいような形にしたらいいいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

鈴 木 委 員： 私は、逆に、年次がたくさん出てきて結論の前に説明が長すぎて、結論がわかるのがずいぶん後なので、たとえば、計画期間はいつからいつまでです。それはこういう考え方からです。とか、目標値はこうです。その考え方はこうです。という形のほうがいいと思います。年次や数字も入り組んでいるし、説明がずっと続いてから最後に結論なので、読み手にとってみると辛い文章なのではないかと思うのです。

田 村 委 員： 今のお話のとおりで、私も一市民として思うのですが、市民にも公開するというので、やはり読んでもわからないことのほうが多いと思います。ですから目標はこうである、とか、どういったことをするのかを明確に示していただいたほうがわかりやすいですし、市が主体の計画ですが、市民にも関係が無いとはいえないことですので。6ページに書かれていることなどはわかりやすいと思いますが、専門的な言葉については勉強しないとわからないし、知識を持っている部分でしか解釈できないことも多々あるので、そういったことも含めてわかりやすくしていただけたらと思います。

あとは、それに関連して、7ページ4の③と6の①にあるように市の職員の方が模範的に率先して行動してくれるという理解で、このような環境問題は

人の人間から発することなので、市民も含めて勉強する、研修するということですね。又、7ページ3の④で「市報こがねい」とありますので、そのことを具体的にどうしたかということ市報で公表してくださるわけですね。そのときに、やはり、こういうことをしたから変わった、こうなったというように、わかりやすいように表現していただけるといいと思います。

もうひとつ、書いてあるとおりにやって、目標が達成できるのかというのが、読んでもわからない部分が多いと思います。もっと具体的なことをからめていかないといけないと思います。

原 会 長： 今のご意見について、どうでしょうか。

深 澤 課 長： はい。色々なご意見をありがとうございます。今いただいているご意見はとても大きい部分だと思います。

田村委員の意見に関連してですが、基礎資料のところの13ページに、平成13年度から17年度までの市庁舎等すべての公共施設における温室効果ガス排出量がでていまして、年々増加しています。そこで、いかに市役所自体がこの小金井市地球温暖化対策実行計画を実行していくかということですが、目標を達成するためには、相当の努力をしなければいけないので、大きな課題になると思います。そこで、私達環境部だけではなく、職員ひとりひとりに環境問題について理解をしてもらわなくてはならないというところで、7ページ第4の1にこの計画の推進体制があります。このなかで推進本部というのがありますが、他市の地球温暖化対策実行計画では市長をトップとして推進体制を作っているのがほとんどですが、小金井市で考えているのは、環境基本計画推進本部と同様に環境部長をトップとして各課の課長職者で構成をして、兼任という形をとりたいと思っています。やはり、職員ひとりひとりが実行していくには、身近な担当部局の課長職が対応したほうがいだろうということと、環境問題をひとつの会議のなかで考えていきたいということです。ですから、(2)の実行計画推進責任者というのも各課の担当課長で構成して、この計画だけではなくグリーン購入なども含めての環境問題を担当課長のほうでチェックできるような形をつくっていきたいと考えています。この実行計画を推進していくのは環境部ですが、実際、実行していくのは職員ひとりひとりです。私達は、まず、推進体制を早めに確立していきたいと思います。

原 会 長： はい。今、課長が説明されたことはとても大事ですが、各課の課長たちがこのことをきちんと認識できているのか、ましてやきちんと理解できる内容になっているのかということが、さきほどから市民の立場から議論として提出されているのですね。それは、いくつか具体的なご指摘があったところにアンダーラインをひいて意欲的に市民の意見を取り入れているのはおおいに賛成ですけど、その部分をよりわかりやすく、つまり通常の市民の常識で理解ができるような内容のものに、丁寧に書き込むところは書き込む、必要ならばチャートをいれたりして一目でわかるようにといった工夫をするといだろうということですね。

もともとこの地球温暖化対策の推進法という法律は企業と自治体を対象に考

えたもので、企業に対しては、何をやったかということ公表することを義務化して、非常に厳しいものにしようということだったのですが、反対があって、自主規制にしてほしいということでした。ただ、あまくなつてはいけないので、何年か後に効果がなければ強制規定に切り替えることもありうるということになりました。つまり、原案はかなり厳しい内容だったのです。しかし、国会での審議の過程で、自治体だけに義務規定がいつてしまつて、企業が隠れてしまったのです。ですから、今、小金井や他の自治体がこのような形でやっているのです。

このような法律の構造から、何のためにこの小金井市地球温暖化対策実行計画を作つたかということ、小金井市という自治体が、どのような形で色々と多岐にわたる温暖化の対策を実践するか、それを小金井市民が理解をして、市民それぞれが生活や産業活動の場で実行するためのものなのです。ですから、どうしても自治体内部だけ、企業内部だけの話になつてしまつて、本来の法律を作つた意味というのが見失われていると思うのです。だから小金井市は、今、委員の方のご指摘のように、いかに市民に自分がやっていることを伝えて、モデルを示していくか、という姿勢を強く持っていたきたいと思つています。いかがですか。

田 村 委 員： はい。

原 会 長： 今、ご指摘のあつた点ですが、表現とか説明のわかりやすさなどは直していただければと思つています。

深 澤 課 長： はい、今回の審議会の中で、ご指摘いただきましたところについては、こちらでもう一度点検しまして修正させていただきます。ご意見をいただいた委員の方には、その修正した部分について、再度見ていただくというようにしたいと思つていますのでよろしくお願ひします。

原 会 長： そうですね。

深 澤 課 長： それから、この計画自体は市役所内部のものですが、これをいかに市の取組み状況として、市民に伝えていくかということなので、市民の方が見てわかりやすい表現にしたり、用語の説明、解説などもいれていくように検討させていただきます。

あと、市民の方にはホームページなどで公表するときには、市ではこのような取組みをしているので、市民の皆さんも取組めるものは取組んでほしいといったピーアールをしていきたいと思つています。

原 会 長： 先ほどの話のように、本来企業が対象の法律が自治体対象になつたかといえ、実は最大の事業者、企業は政府であり、それに順ずるものが自治体であるということなのです。ですから、小金井における最大の企業体として、市役所はどうするかということ、市民に対して絶えず情報を公開していつてほしいと思つています。

矢 間 副会長： 基本的には、今、会長が総括されたことでよいと思つています。

細かい話になるのですが、5ページや7ページに見られますが、語尾の表現で、「である体」と「ですます体」が混ざつているのです。混在するというの

はできるだけ避けたほうが良いと思います。個人的には「である体」のほうが良いと思いますが、会長、どうでしょうか。

原 会 長： そうですね。そのとおりだと思います。これから何か決めてやろうというときは「である体」が力を持つと思いますね。何かを訴えて、これから協働しましょうというときは「ですます体」が良いと思います。

矢 間 副会長： 丁寧語、謙遜語という意味では「ですます体」のほうが良いかもしれませんがね。

原 会 長： やわらかい感じですよ。

深 澤 課 長： わかりました。統一します。

原 会 長： さらに追加のご意見などありますか。

耕 納 委 員： はい。現時点で追加ということではいいかどうか分かりませんが、たとえば、6ページ1に電気使用量の削減ということで、色々な項目がでていますが、私は小金井市の一市民としまして、食の部分で削減できるということも考えていいのではないかと思います。というのは、フードマイレージというのが最近言われるようになってきています。今、スーパーなどでは野菜などの産地を明示するようになってきていますね。たとえばブラジル産とかチリ産などですが、やはり遠い国から運ばれてくればくるほどフードマイレージが高くなっていくわけで、簡単なことですが、遠くからCO2をまき散らして私達の食卓に届くというよりも、地場産ですとか近い所の国産の物を優先させていけば、農業の自給率にも関わってきます。田舎の方が言われていましたが、農業の問題があるとしたら、休耕田であると。昔は夏の暑い時でも田んぼの中からそよ風が渡ってきたのが、休耕田になることによって、田舎でもクーラーを使わないと暮らしくなくなっているということです。

そのようなことも全部考えた上で、食の部分も、毎日の生活の中で組み入れていけないかと思うのです。

原 会 長： フードマイレージのお話がでしたが、最近ではスローフードなどに関連して、色々な関心をよんでいますし、新しい産業としても成立してきました。また、どの自治体も地産地消を掲げていますね。そして農業の分野が地域の環境に対してとても重要であるという認識も共有されていると思います。ですから、地域の農業、地産地消というものを小金井も堅持していくという考え方が、ここに入るのは良いと思いますが、どうでしょうか。

矢 間 副会長： くくりとしてはその他ということになりますか。電気使用量の削減のところでは、わかりにくいですね。

地産地消ということだと、たとえば、市役所内にあるレストランなどでも実践できますね。

鈴 木 委 員： 学校給食もそうです。市の施設になりますので。

矢 間 副会長： そうですね。ですから、関連機関との協議などが必要になってきますが、地産地消として提言があったので、一項目として入れてもいいのではないのでしょうか。どうですか。

深 澤 課 長： 現在、学校ではやっていますね。ですから、入れるとすればその他の所か、

項目をひとつたてるかということですね。検討します。

原 会 長： はい、わかりました。

大 西 委 員： 項目ということでは、どこのものを選択するかということで、そうすると他にもいくつかあるのではないかと思います。この地球温暖化対策実行計画は、CO2 に焦点があって、これをいかに削減するかということですが、それ以外にたとえば、道路や歩道を保水性のものにするなどです。横浜市で実験をしていて、保水性にしたものとしていないもので、最大 10℃の温度差があるということです。つまり、このように特に何かを削減するわけではないのですが、何を選択したかによって温暖化防止に役立つ、というようなことをまとめて「第5」としてあげてもいいのではないのでしょうか。

原 会 長： そうですね。排出削減ということだけでできているので、吸収源ということではまったく触れられていないですね。そういう意味では、7ページ5のところ吸収源ということに入れるのがいいと思いますが。ただ単に減らすということだけではなく、吸収源というものを明記していただくといいのではないかと思いますがいかがですか。

深 澤 課 長： そうですね。今のお話ですと、7ページ5のところだと思います。あと、道路のことでは改修時のことが抜けていますので、ここに足すようになります。検討させてください。

山 田 委 員： はい、いいですか。

原 会 長： どうぞ。

山 田 委 員： 資料にある小金井市地球温暖化対策実行計画（案）ご意見記入用紙というところの1枚目の意見に関連してのことですが、本体の6ページ1の⑨に自動販売機の削減とありますが、5年の間に本当に削減できるのでしょうか。そういう意味で、もっと実行性を持たせるなら、削減というより、点検という文言に訂正したほうがいいと思うのですが。

公共施設にある自動販売機はすべて、24時間照明がついています。金曜の夜間から月曜の市民のかたが利用する時間まで、照明もつき、冷蔵もされているわけです。基本的には、私も全廃することが望ましいと思いますが、高齢者や乳幼児への配慮も必要ですので、やはり全廃とか削減というのは難しいと思います。

原 会 長： この、ご意見記入用紙というのは、どのような方法で採取したのですか。

深 澤 課 長： 9月9日、10日に環境フォーラムというのをやりまして、そこで参加した環境団体の皆さんにご意見をいただきました。

原 会 長： これを資料につけた理由は何かあるのですか。

深 澤 課 長： このご意見をもとに修正したものが、今回の小金井市地球温暖化対策実行計画(案)となっています。

原 会 長： 今の山田委員の言われたようなことはこれの延長で聞くということですね。

深 澤 課 長： はい。ここに自動販売機の削減という言葉を入れたのは、市の方針として市の施設にある自動販売機は増やさないというものがあまして、現在の半分にするということを指針としていますので、今回の小金井市地球温暖化対策実行

計画にも削減ということで入っています。

原 会 長： そうですか。そのような背景があるのですね。

これは、色々な議論があると思いますけれど、おおむね、今のご説明の方向で流れていっているのかと思います。削減ということでいいと思います。

千 村 委 員： 資料について要望があるのですが、よろしいですか。

今日配られた実行計画（案）と前回の資料の実行計画（案）は表紙がまったく同じなので、できれば新しいほうに「修正版」などの言葉を入れていただけるといいと思うのですが。資料の数も多いですし、次に使う時などもわかりやすいので。また、数行の変更でしたら、そこだけ印刷したものを配っていただければいいと思います。お願いします。

深 澤 課 長： はい、わかりました。

原 会 長： それでは、次の議題に入りたいと思います。

### （3）小金井市環境配慮指針の策定について

原 会 長： それでは議題（3）について事務局からご説明をお願いします。

深 澤 課 長： 環境配慮指針はまちづくり条例に基づいているものです。今後、宅地開発等を行う場合、こういう部分について事業者は配慮した行動をとっていただきたいという指針です。なかなか市民には馴染みにくいと思います。

千 村 委 員： これは展望として策定まで日時的など、どのように進められるのですか。

深 澤 課 長： 都市建設部のほうでまちづくり条例をつくりまして、今年3月に議決されました。その実行段階として、条例制定から1年以内に施行するとなっておりますので来年の3月までに施行することとなります。環境配慮指針は環境部のほうで担当し、まちづくり条例、宅地開発指導要綱、環境配慮指針とセットになっているので、歩調をあわせて、施行日を決めることとなります。

原 会 長： 罰則はありますか。

深 澤 課 長： お願い条例なのでありません。

原 会 長： ここに「指定開発事業」という言葉がポイントででてきますが、これは事業の規模の大きさなのでしょうか、事業そのものを指定しているものなのでしょうか。

深 澤 課 長： ここでは事業の規模です。たとえば、事業面積が500㎡以上、建築敷地面積が1000㎡を必要とするもの、高さが10mを超える建築物の事業、計画戸数が20戸以上の共同住宅の建築事業ということです。面積要件と規模になります。これに該当する事業を行う場合は、環境に配慮して事業を進めていただきたいということです。他市の条例などをみますと、環境配慮指針をもっと大きな部分から環境に配慮した行動をとってほしいというような指針の作り方をしているところもあります。今回の場合はまちづくり条例に基づく環境配慮という形になりますので、指定開発事業ということで面積要件、戸数の範囲となります。

原 会 長： これは以前の宅地開発の指針と比べて、強化された点はありますか。

深 澤 課 長： 宅地開発指導要綱自体でみますとほぼ同じですが、たとえば3000㎡以上の宅地開発等を行う場合は、公園を提供するとかの部分で、法律の範囲内でお願い

をしています。

原 会 長： 自分の近所に何ができるかなど気になりますが、そのようなことは建築基準法などの国の法律で規制するから、これの対象にはならないという認識でいいですか。

深 澤 課 長： 環境配慮や宅地開発指導要綱にしても、法の遵守を市でお願いできるものはお願いしていくということです。

千 村 委 員： 少し混乱してしまうのですが、たとえば緑化のところで、こちらは「敷地面積から建物面積を除いた面積の20%以上の緑化」とあり、さきほどの地球温暖化対策のところでは30%とあります。10%の差ですがこれは何を根拠とするものなのか、また、自由に数字を決められるのなら高いほうを採用していただければと思います。

深 澤 課 長： 30%というのは、都市における望ましい緑の量ということで緑被率30%とっています。小金井市では平成11年の段階で29.5%に落ちてしまっています。以前は35~40%という時もありました。今回つくりました環境基本計画のなかでも30%に近づけていくということを目的としていますが、相続等の問題で農地や生産緑地の解除などがありますので、なかなか難しいところです。そのなかで20%という数字は、まちづくり条例に基づく宅地開発指導要綱のなかで、開発行為にあたっては20%の緑地帯を作っていたいただきたいということです。今、まちづくり条例に基づき、宅地開発指導要綱も見直しを行っているところで、この緑の20%という部分は環境配慮のほうでみるということで、そのまま環境配慮指針のほうに20%としています。千村委員のご意見は、緑被率を30%にするには宅地開発指導要綱に基づいて20%ではなく、30%の指導をするべきではないか、ということになるとと思いますが、現状では難しいところなので20%で指導していきたいと思います。

大 西 委 員： ひとつ教えていただきたいのですが、緑被率というのはどのように測るのでしょうか。航空写真ですか。そうすると夏と冬で違うとかあるのですか。

深 澤 課 長： いえ、小金井市全体に対してどのくらい緑地があるかということで、航空写真でやるようですが、細かく分析するようです。

大 西 委 員： 畑もはありますか。

深 澤 課 長： はい。はありますか。

矢 間 副会長： 都立公園もはっていますね。小金井市は南北に大きな公園がありますから、有利ですね。

深 澤 課 長： そうですね。大きな公園や大学もありますし、そこに依存していることもありまして、緑自体は減ってきています。

原 会 長： そうですね、緑被率というのは、言葉のある種のまやかしがありますね。ですから自然面とでもいうべきでしょうか。だから大学のグラウンドなどは緑地ではないですね。環境心理学からみると国分寺の評価が高いのですが、農地がまだしっかりありますから、雨や風が自然の中を抜けてくることで、安らぎを感じるということです。国分寺はぎりぎりのところでそれを保っているのです。小金井は町の両側には広い公園がありますが、町の中にそういった自然の形が

あまりないという特徴的な形ですね。分析しますと土の部分や川の土手の部分もはいつてしまっていますね。

大西委員： それと休耕田もはいるのですか。

原会長： はい、はいります。

矢間副会長： 緑被率の向上に寄与していますね。

原会長： だから農地が大事だというのはそういうのも重要なですね。地域の農業ということで、いかに育てていくかというところでは消費者がしっかりしていないといけませんね。

村越委員： 私も農家の代表ということで出席していますが、地産地消ということで色々作りまして地元のスーパーや農協のセンターに出しています。本当の減農薬でやっていますので、おおいに利用していただけるといいと思います。それと、私の家は野菜農家ではなくて植木のほうなので、緑がたくさんあります。ですから、駅のほうから自宅のほうに帰ると温度が下がります。そういうところに住んでいますので、温暖化などにはピンときませんが、皆さんのご意見をうかがいまして、色々勉強になりました。ありがとうございました。

原会長： そうですね、皆さんの的確な質問やご指摘などもあり、お互いに勉強になりますね。

緑のことは、この現状で、緑地を私的財産である土地の宅地の上でどうやって広げていくか、という大きな問題があります。これは事業者、企業がやるか、政治がやらない限り絶対的に減少していつて、誰も手をつけないという性格のものであります。だからこそ私達がここで議論しているわけです。そういう意味では、さきほどのお願い条例の話ですが、お願いというのは、法律は最低限度がありまして、その上にいくらかでも上積ができるものですので、ベースラインと考えるべきであつて、20%と固定して考えるのではなく、少なくとも最低20%ということが、小金井としての行政の強い意志であるということを表示されるのが大事なのではないのでしょうか。

それでは時間もせまつてまいりましたが、他に何かありますでしょうか。

千村委員： すみません、議論なしで要望としてだけ聞いてほしいのですが、今の500㎡、1000㎡の緑被率の中に駐車場が入っていないと思うのですが、小金井には膨大な広域な駐車場がありますので、その緑化ということも考えていただきたいと思つています。それと、たとえば、木を切らないようにとか配慮するよつと云つただけでは、事業者はどういうこともできないと思うのです。そこで、移植の方法とかを市民に公開して受け持ってもらい、その時に移植費を補助するなど、今は樹木のことでは話しましたが、他の事で禁止をするときにそういう配慮がここに書かれていたら、少し緩和されるものがあるのではないかなと思つています。

それから、断定的に、何を配慮することなく、してはいけないと云つと、これは単刀直入に罰則もないのだけれど、そう言われると抜け道みたいなものも考えがちなので、市では、このような考えのもとで、このようにしたいと思つているので、協力してほしいということが前文にあると思つています、それに基

づいて考えていただきたいということで進めていかないと、別の抜け道を探してしまうのではないかという心配があります。

そのほか、これについての勉強会みたいのがあったらいいなと思いました。はじめ、何のことかわからなかったし、どこまで要望できるのか、そしてまた事業者はどのように協力できるのかとか、たとえば、どこかの市のほうが緩やかだったらそのように慣れてしまっていて、こちらがきびしいとそれを要求するのは大変なのではないかなど、色々考えてしまいまして、少し勉強という段階があったらいいなと思いました。いきなりこれを見せられて、とまどっています。

原 会 長： それはまちづくり条例についてですね。

千 村 委 員： はい。

矢 間 副会長： 私もひとつよろしいですか。

原 会 長： はいどうぞ。

矢 間 副会長： この小金井市環境配慮指針は、概ね努力規定としては問題ないと思っています。これを背景にして法的根拠があるわけですので、窓口等で事業者に接する小金井市市長以下職員、関係者が自身を持って対応していただきたいと思えます。そういうときの迫力はとても大事ですし、役人が市民の支持を得ている、だから、これだけはきちんと守らなければいけないという態度を示してほしいです。さきほどの抜け道の問題も含めてそのように思います。

あとは、さきほどの小金井市地球温暖化対策実行計画で、細かいことですが、文書作成上のことで小見出しの句読点など、公表する前にきちんとチェックしてそろえたほうがいいと思います。

原 会 長： はい、ありがとうございます。

(傍聴者より発言有り)

### 3 次回審議会の日程について

原 会 長： 次回の日程についてですが、どうでしょうか。

深 澤 課 長： 来年の2月15日前後を予定していますので、また調整させていただきます。

### 4 その他

深 澤 課 長： 現在、環境行動指針というものを作っていて、こちらのほうに対してもご意見等いただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

原 会 長： はい、わかりました。

それでは閉会いたします。ありがとうございます。